

令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議会議録

第9日（令和4年12月13日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 11人

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 新谷英生君 | 2番  | 形岡弘士君 |
| 3番  | 弘田条君  | 4番  | 武政健三君 |
| 5番  | 山崎誠一君 | 6番  | 吉村政朗君 |
| 7番  | 作田喜秋君 | 8番  | 岡本詠君  |
| 9番  | 細川博史君 | 10番 | 前田晃君  |
| 12番 | 永野裕夫君 |     |       |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

11番 浅尾公厚君

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

|        |         |      |         |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 早川 聡 君  | 局長補佐 | 中嶋 由美 君 |
| 議事係長   | 山本 卓己 君 | 主任   | 佐竹ひとみ 君 |
| 主幹     | 久松 由衣 君 |      |         |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |         |        |         |
|----------------|---------|--------|---------|
| 市長             | 泥谷 光信 君 | 副市長    | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 井上 美樹 君 | 企画財政課長 | 横山 英幸 君 |

|                        |         |                      |         |
|------------------------|---------|----------------------|---------|
| 総務課長（併）<br>選挙管理委員会事務局長 | 窪内 研介 君 | 危機管理課長               | 吉永 敏之 君 |
| 消 防 長                  | 味元 博文 君 | 健康推進課長               | 山下 育 君  |
| 観光商工課長                 | 二宮 眞弓 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長 | 和泉 政彦 君 |
| 教 育 長                  | 岡崎 哲也 君 |                      |         |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○議長（細川博史君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただいまから、令和4年土佐清水市議会第2回定例会12月会議、第9日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻・欠席者について御報告いたします。11番、浅尾公厚君が所用のため、欠席する旨、届出がありましたので御報告いたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

2番、形岡弘士君。

（2番 形岡弘士君発言席）

○2番（形岡弘士君） 皆さん、おはようございます。新風会の形岡弘士でございます。

議員になりまして初めての登壇で大変緊張しております。また、身の引き締まる思いを痛感しております。市長をはじめ、執行部の皆様、議員の皆様、そして市民の皆様、どうか聞きづらいうちや失礼な言葉がございましたら、御容赦をいただきたいと思っております。

一般質問に入る前に、少し思いを述べさせていただきます。

さきの土佐清水市議会議員選挙では、市民の皆様から御支援を賜りこの場へ立つことができました。この場をお借りいたしまして、心よりお礼申し上げます。

私は現在、戎町で家族3人で暮らしております。日頃から、漁師の皆様との親交が深くあり、また、幼少期には市場町で暮らしていたこともあり、漁師の皆様や水産業の皆様には大変お世話になりました。いたずらっ子でございましたので、よく怒られながら、かわいがってもらった記憶が今でも懐かしく思っております。

そうした思いから、市民の皆様にも少しでも御恩返しができたらと思っております。これから責任ある議員の立場から、市民の皆様の声、そして思いを届けるとともに、市政発展に向けて微力ながら少しでも市民の皆様の方になれるよう努めてまいります。

私の父も30年ほど前に議員としてこの場に立ち、初めての一般質問が水産振興についての質問だったそうです。

少し余談となりましたが、通告に従いまして、私にとって人生初めての一般質問を始めさせていただきます。

まず1点目に、水産業の現状について、2点目に、高知県漁業協同組合清水統括支所の運営状況について、3点目に、貝ノ川地区定置網操業について農林水産課長にお伺いし、最後に市長に、今後の施策とありますが、今後の土佐清水市の水産振興についてお伺いをいたしたいと思います。

それでは、1点目の、水産業の現状について。

現在、沿岸漁業を取り巻く環境は様々な問題が複合的に絡まり、大変厳しく衰退の一途をたどっております。

その衰退は、私たちの漠然としたイメージよりもはるかに深刻な状況だと言わざるを得ません。多くの漁民は、このままでは漁業は続けられないと将来不安を抱えておりますが、この問題について市はどのように向き合うのか、農林水産課長にお伺いをいたします。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

本市の漁業を取り巻く環境は、漁業者の高齢化や後継者不足、燃油の高騰や地球温暖化、また、サンゴ漁にシフトした影響による漁獲量の減少など、依然として厳しい状況が続いています。近年では、新型コロナウイルス感染症の影響や黒潮の大蛇行ということで、漁獲量が激減しており、漁業経営は一層厳しい状況にあると認識しているところです。

特に、ここ数年のメジカ漁獲量の減少は、下ノ加江地区などメジカを主漁としている漁業者には、死活問題になっていると思っております。

御質問のこの問題につきましては、これまで何度か同様の質問をいただいております。「誰よりも熱い思いで土佐清水市の産業振興に取り組んできました。本市が誇る伝統産業を後世に伝えるために全力で取り組んでまいります」と、このように市長が答弁しております。

ということから、これまでも漁協などの関係機関とは、随時、現況確認や御意見をいただく中で、要望などには極力応えるように努めてまいりました。

今年度も、水産振興につながることは何でもやるとの思いから操業回数を増やし、少しでも漁業経営の改善につながればと高騰する燃油対策として、操業に使用した燃油1リットルに対して3円を補助するよう事業展開しているところです。

今後も具体的な要望などがありましたら、漁業経営の安定のため検討させていただきます。市としましても、これからも考えられるあらゆる施策、事業を実施・展開しながら、本市の水

産業が衰退しないように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（細川博史君） 2番、形岡弘士君。

（2番 形岡弘士君発言席）

○2番（形岡弘士君） 農林水産課長、ありがとうございました。本市を取り巻く環境は、人口減少問題に伴い漁業者の高齢化、年ごとに進む後継者不足、そして10年前よりサンゴ漁のシフトした影響により漁獲量の減少、最近では地球温暖化や黒潮の大蛇行により魚種の変化による漁獲量の激減、なお押し寄せる燃油並びに物価の高騰、拍車をかけるように新型コロナにより魚価の低迷という、非常に大変な状況だということが分かりました。

そういった状況の中でも、市として経営につなげてほしいと燃油対策補助事業を展開していること、何よりも市長が先頭に立って熱い思いで漁業、水産振興について取り組んでいることが分かりました。

しかし、最前線でメジカ漁やサバ漁を営む漁業従事者の皆様にとって、今の現状は死活問題でございます。どうか市として、漁業者の皆様にも少しでも緩和できるような支援や対策をよろしく願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。

次に、市の対策、どのように考えておられますか、また、今後の取組や対応について、農林水産課長にお伺いをいたします。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

漁業の衰退・漁獲量の減少は、漁業者の所得のみならず、漁協、仲買業者や宗田節をはじめとする加工業者などにも影響を与えてきますので、漁業者や漁協などの関係機関の意見や要望をいただきながら、あらゆる施策、事業を実施・展開して、本市の水産業を守らなくてはならないと思っています。

本課としましては、具体的には、漁協などの関係機関からの要望には極力応えられるように予算確保や取組を進めてまいります。また、必要に応じて、県や国に対して要望活動なども積極的に行っていきたくと考えています。

いずれにしましても、漁業者や漁協、県などの関係機関との関係を密にして、一丸となり、清水の水産業を守っていくよう努めてまいります。

以上です。

○議長（細川博史君） 2番、形岡弘士君。

(2番 形岡弘士君発言席)

○2番(形岡弘士君) ありがとうございます。漁業者や仲買業者、宗田節の加工業者の皆さんとしっかり協議していることや、国や県に対して積極的に要望活動をしながら、予算の確保に取り組んでいることが分かりました。

今後も、漁業者、漁協や県等の関係機関と連携をとって取り組んでいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、高知県漁業協同組合清水統括支所の運営状況について。

清水の観光資源に欠かせない清水サバ、活魚でございます。高知県漁業協同組合清水統括支所の休日が大型連休のときに休みのため、観光客の方や市民の方より、清水サバを食べられないという残念な声をお伺いいたしました。

高知県漁業協同組合清水統括支所の運営状況について、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長(細川博史君) 農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

清水に魚を食べに来て食べれないなどの声は本課にも届いております。このことはかねてからの懸案事項でありまして、漁協とは度々協議してきたところですが、人員の配置ができないなどの課題がありまして、基本的に土曜日を定休日として、お盆、基本的には14日から16日です、これと暮れ、正月、暮れは29日から翌年の3日までです、これを休日。5月のゴールデンウィークも高知中央市場の休日に合わせて漁協も休日に行っているとのことです。

なお、年末の休み前に獲れた活サバは、売り切れるまでは担当者が出勤して販売しているとお聞きしております。

以上です。

○議長(細川博史君) 2番、形岡弘士君。

(2番 形岡弘士君発言席)

○2番(形岡弘士君) ありがとうございます。年末の獲れた活魚、サバを売り切るまでの販売努力をしていることが分かりました。とてもすばらしいことだと思いますし、今後も続けていただきたいと思っております。

盆や正月、ゴールデンウィークの連休について懸案事項ということでございますので、これまでも再三にわたり協議していただいたことが分かります。しかし、この問題について、シフトを組むなど、交代で勤務するなどできないものではないのでしょうか。観光客の大半は、やはり大型連休を利用して観光に訪れますので、どうかこの問題について、県や清水総括支所に大型連休を営業していただけるよう、これからもしっかりと協議を重ねていただきますようお願いを申し

上げます。

次に、飲食業の清水サバについてお伺いをいたします。

清水のブランドである清水サバの水揚げの減少や連休に休みという現状により、お客様に提供できない状況だという声をお伺いいたしました。どのように対処していけばよいのか、市としての対応を農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

清水サバは、本市のブランドフィッシュとしてPR、販路拡大を図る一方で、不漁によって獲れない欠品と議員の御案内のように休日のため供給できないという問題があります。

清水サバ・活サバを欠品することなく供給できる対応策は、これまでも幾度となく検討してきましたが、打開策もなく進展していないのが現状です。

本市の漁業は、資源にやさしい釣り漁業が主であり、計画的にいかない難しさがありまして、獲れる時には必要以上に獲れ、売り先に困り、不漁で注文に応えられず取引が止まってしまうこともあるようです。

現在、大量に獲れた時のサバをうまく活用できないか、いわゆる代用品としてならないかということです、第三セクターと漁協清水統括支所に相談しているところでございます。

以上です。

○議長（細川博史君） 2番、形岡弘士君。

（2番 形岡弘士君発言席）

○2番（形岡弘士君） ありがとうございます。自然を相手ということでございますので、この問題は非常に難しい問題だと認識いたしております。

先ほどの答弁で、大量に獲れたときの清水サバをうまく活用できないかということですが、第三セクターと清水統括支所等のことではありますが、このことは早急に何とか取り組んでいただきますよう、私を含め、市民の皆様も大変期待しておると思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

次の質問に移ります。

貝ノ川地区定置網操業について、農林水産課長にお伺いいたします。

このたび、土佐清水市貝ノ川地区に新たな事業主である宿毛市の与力水産株式会社が事業主になり、貝ノ川地区定置網操業が復興されました。地域水産事業の活性化となり、大変喜ばしい声を伺うことができました。

今後の課題といたしまして、事業主が初めての漁業生産事業ということもあろうかと思いま

すので、これからいろいろな問題に直面するかも分かりません。そうしたときに市としてのサポートできる体制を整えておられるのか、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

貝ノ川の定置網は、平成24年に網を揚げてから10年の時を経てからの再開になるわけですが、ここに至るまでには、十分な調査と検証され、施設の改修や機材の整備などに多額の費用を投じての再開になったわけですし、市としましても新たな参入を大変うれしく思っていますし、集落のにぎわいや産業の活性化に大いに期待しているところです。

いろいろな問題へのサポート体制ができていくかとの質問ですが、いつどのような問題が生じるかは想定できませんが、先ほど来答弁していますように、本市の水産業が衰退しないように、清水の水産業を守っていくよう努力してまいります。

以上です。

○議長（細川博史君） 2番、形岡弘士君。

（2番 形岡弘士君発言席）

○2番（形岡弘士君） ありがとうございます。貝ノ川地区定置網の創業10年ぶりの再開ということで、非常に画期的ですばらしいことだと思っております。課長の言われるように、地域産業の活性化、そして集落のにぎわいになりますので、大変喜ばしいことだと思っております。

また、サポート体制についてもどのような問題が難題が生じるか分かりませんので、なかなかもって難しい問題だと思います。水産業を守っていくため努力するということでもありますので、どうかトラブル発生時にはサポートしていただきますようよろしくお願いを申し上げます。

次に、定置網漁業生産の適切な漁獲量を探り、効果的・効率的な施策を展開するために、科学的な知見に基づく専門家と連携して調査できる体制が必須だと思いますが、この必要性について、農林水産課長にお伺いいたします。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

多額の費用を投じて宿毛市から本市の漁業に参入してくれていますので、十分な調査・検証され、採算が取れると判断した上で定置網漁業の再開に至っていると思っております。

しかしながら、自然が相手になってきますので、想定しないことも発生することもあるかと思っております。そうした場合には、県には水産試験場などの専門的な知見を有す部署もあります

ので、そういう専門的な機関からの助言や指導も必要になってこようかと思えます。その際には、相談していただけたらと思っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 2番、形岡弘士君。

（2番 形岡弘士君発言席）

○2番（形岡弘士君） ありがとうございます。必要な際にはどうか、市、県が協力し、このたびの復興した貝ノ川地区定置網並びに土佐清水の以布利や窪津、足摺岬の定置網漁業全体を支援いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

継続は力なりという言葉があります。どのようなことも継続していくことが成功の重要な要因であります。清水の漁業並びに水産業を衰退させないように取り組んできたことや、また、取り組んでいくことを考慮していただきますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、最後に市長にお伺いをいたします。

魚の町、この土佐清水が非常に厳しい状況であります。その一方で、貝ノ川地区の定置網操業が再開されることになりました。これまでにたくさんの同様の質問があったかと存じますが、改めてこれからの土佐清水の水産振興について、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 総括的なちょっと答弁で構いませんか。前段で、父親の形岡一議員のお話がありました。私もずっと長い付き合いでありますので、形岡議員というのはいち貫として漁業振興、水産振興、自分は漁師を代表した議員だというのが口癖でありまして、本当にこの間いろんな、私たちも御指導いただいたわけではありますが、質問を聞いておりまして少しお父さんとは小ぶりかなとは思いますが、すばらしい新人の初々しいこの質問だというふうに感じるところであります。

最初に、魚を食べに来たのに食べれないという、課長からも答弁がありました。これは本当に従来から農林水産課の問題だけではなく観光商工課も含めて、全庁的に何とかこの問題を解決できないかということで、いろんな取組とか働きかけもしてきたところです。御承知のように、お盆とかゴールデンウィーク、そして年末年始の休みには、いろいろ飲食店の皆さんからの厳しい声も届いているところでもあります。大敷のほうもそうですし、働き方改革といえますか漁協のシフトの問題もあると思えますし、大変難しい問題だと思いますが、特に、清水サバというのはブランド魚としてずっとこの間売り出してきましたので、何とかこの欠品だけは避けたいという思いでいっぱいでありまして、水槽含む施設の改修とかいろんな今まで施策

をしたところですが、御指摘のとおりでありますので、何とか漁協とも今後も継続的に協議をしていきたいと思っております。

御承知のように、土佐清水市というのは魚の町であります。漁師が元気でなければ、また漁業が元気でなければ存在しないというほど重大な産業というふうに位置づけております。漁業が弱ればやはりそれを取り巻く産業といいますか事業所も、餌もそうですし氷も釣り具も仲買人も、そして加工業者まで、本当に漁業を取り巻くあらゆる産業の衰退につながりますので、ここはしっかりと支援をしていきたいと思っておりますし、また、漁協の運営そのものにも影響、暗い影を落としますので、最近では合併とかいろいろな厳しい状況の中で頑張っている漁協とも連携をしながらやっていきたいというふうに思っております。

漁業を取り巻く状況、詳しく課長の方から話がありました。本当に厳しい状況ということは認識をしておるところであります。そのような中、10年の時を経て貝ノ川の定置網事業が再開されましたが、私も11月26日に行われた貝ノ川地区定置網創業式典にも出席をさせていただきました。貝ノ川の沖においても、従来、これまで地元組合、地元の方が出資した組合が昭和30年より大敷を開始をいたしまして、ピークのときには年間1億円を超えるようなそういう漁獲高を上げていたというふうに聞いておるところです。

しかしながら、組合員の高齢化や後継者不足などにより、平成24年の6月に長い歴史に幕を閉じたわけではありますが、10年を経過したところで、また復活というところで大変期待をしているところであります。これからのこの定置網漁業が操業の安全と地域水産業の繁栄をすように祈念を申し上げたところでありますが、一層の水産業の振興と地域活性化及び雇用にもつながるように期待をしているところであります。

御質問の水産振興については、9月会議の新谷議員から同様の質問があったわけではありますが、漁業者の減少、これを一番危惧しているところでありまして、土佐清水市の場合は、資源・海洋環境に優しい釣り漁業というのが主流になっておりますので、漁業者数が漁獲量に大きく影響をいたします。そのことから漁業者の人材育成、これが喫緊の課題であると思っておりますので、力を入れて取り組みたいというふうに思っております。

高齢化が進みまして、今後、5年先、10年先の漁業、これがどうなるのかというのが本当に心配をしているところでありますが、冒頭でも言いましたように本市最大の漁業は産業でありますので、地域を活性化を図る上でも欠かせないものと考えておりますので、あらゆる施策といいますか、国・県関係機関、こことも連携をしながら清水の漁業が消えないように、漁協、こういった関係団体とも力を合わせて水産振興に取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（細川博史君） 2番、形岡弘士君。

(2番 形岡弘士君発言席)

○2番(形岡弘士君) 市長、ありがとうございます。水産振興、市長がどのようにお考えか、今胸にしみております。この一本釣りの漁業従事者に喫緊の思いを寄せておると、従事者は、やはり沖に出る方も非常に現在少ないと思います。そういった中でも、沖に行つて魚を釣つて帰つてこられております。そういう大事な魚をどうしても大切に取扱つていただきたいという、水産振興にもつながつてこようかと思つたので、大事な清水の基幹産業でもあります漁業が衰退しないように、清水の水産業をぜひ見守つていただきますようによろしくお願ひを申し上げます。

父同様、私も水産振興にこれから一生懸命取り組んでいきたいと思つたので、御協力よろしくお願ひを申し上げます。

初めての登壇で大変緊張いたしました、以上で、通告の質問を終わらせていただきたいと思つた。

これからの議員として4年間、清水の水産業の未来のため、そして父の世代や私の世代や、また、息子たちの世代へ、すばらしい土佐清水の伝統を受け継いでいけるよう精進してまいります。駆け出しの新人議員でございますが、これからどうか御指導、御鞭撻いただきますようよろしくお願ひを申し上げます。

コロナ禍中の、寒さも激しさを増しておりますので、くれぐれもお体に御留意されますよう心よりお願ひを申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございます。

○議長(細川博史君) この際、暫時休憩をいたします。10分程度休憩をいたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時41分 再 開

○議長(細川博史君) 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

6番、吉村政朗君。

(6番 吉村政朗君発言席)

○6番(吉村政朗君) 6番、吉村でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思つた。

その前に、一つだけお話をさせていただきます。

去る11月の28日付で今ノ山の風力発電に係る準備書に対する市長の意見書が提出されました。この意見書拝読させていただきました。大変よく書かれているバランスの取れた意見書になっているなというのが正直なところであります。この意見書は当然知事のほうに出されて、

知事のほうから、また、知事の意見書として経産大臣のほうに出されて判断されていくというものでありますが、本市としての市長の意見書、非常にバランスの取れたいい意見書だなという感想を一言言わせていただきまして、一般質問のほうに入らせていただきたいと思います。

まず、林業について質問をさせていただきます。

昨年もこれはお聞きいたしました、森林を守る担い手育成事業、本年度の実施状況を教えていただきたいと思います。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

今年度は、昨年度と同様に1年生向けの研修を5コース9日間の日程で、各コースの定員を10名として受講生を募集したところ、最も人気のあるチェーンソー研修には18名の応募がありました。従来、定員を超えた場合、抽せんにより受講生を決定しておりましたが、より多くの方に研修を受けていただきたいとの思いから、講師とも相談の上、応募者全員を受け入れて実施することができました。

また、昨年度と同様に2年・3年生向けのフォローアップ研修を3日間の日程として、対象者17名に周知したところ4名の方に受講していただき、さらに、2年・3年生向けの新たな試みとして、市有林をフィールドとして、小規模林業の実践技術を学ぶスキルアップ研修を3日間の日程で計画しました。こちらも対象者17名に周知したところ、5名の方に受講していただきました。

それぞれの研修後には、研修の感想や要望のアンケートをお願いしていただき、おおむね好評を得ております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） この事業は、林業の就労の入り口となり得ますし、大変人気のある事業だと思っております。これは、なるべく多くの応募者を受け入れていただくよう昨年来ずっと要望を重ねておりましたが、本年度はチェーンソー研修においては全員を受け入れていただいたこととあります。感謝いたしております。

今答弁にもありましたように、研修後のアンケート調査でも好評であったとのことですが、問題点や課題もあったのではないかと思います。課長、そのあたりをお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

森林を守る担い手育成研修は、これまでも受講生の声をもとにカリキュラムの見直しや機材の充実など改善を行ってきました。

今年度のアンケートには改善点を指摘するようなものではありませんでしたが、昨年度は、募集定員を大幅に超過したことから対応し切れず、抽せんにより多くの方をお断りしてしまったことが課題であると考えております。

今後につきましては、応募者全員に受講していただけるよう体制を整えたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） この質問、昨年課長答弁では、令和4年度の実績を踏まえて、その後の事業計画を策定するというものでありましたが、今の課長答弁では、できれば応募者全員を受け入れる体制を来年度は取りたいという答弁であったと思っております。非常にありがたい答弁をいただきました。

今の答弁にもありましたように、これは林業に興味がある方を一人も取りこぼさないことと、そして林業に興味を持ってくれる方が一人でも増えるような事業展開をお願いをしておきたいと思っております。

そのためにも、本事業の2年生以上の研修生の動向調査やバックアップ体制が必要となってまいります。課長のお考えをお聞きいたします。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

研修後の動向については、これまで担当職員に随時聞き取りなどにより確認させておりましたが、研修の修了生も増えてきたことから、今年度中には、書面にて現在の状況や市への要望などを調査する仕組みを整え、今後の施策に生かしたいと考えております。

また、相談やバックアップ体制については、一人一人のニーズに応じてきめ細やかに対応したいと考えておまして、これまでも、補助制度や各種届出など就業に関する全般的な相談に対してその都度真摯に向き合い対応してきましたし、今後も引き続き行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 現在はコロナ禍の影響もありまして、アウトドアやキャンプブームで森林への興味が大変高まってまいっております。世界的に見ましてもSDGsの大きな流れがあり、森林資源の有効活用に関心が集まってきております。

本市はジオパーク構想や環境問題に取り組んでおりますので、自伐型林業の推進はそういった意味でも整合性のあるものだと思いますが、改めまして課長に自伐型林業についての御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

自伐型林業は、幅広い就労形態、例えば自伐を核にした専業スタイルや農業や観光との兼業スタイルなど、このようなことが可能なことから様々なワーク・ライフ・バランスを実現することができ、さらに多様な森林経営が展開されることにより、豊かな環境の保全や新たな産業の創出につながると確信しております。

令和3年3月会議に吉村議員からの質問に答弁しましたが、近年、自伐型林業はトレンドであり、国や県の支援制度など結構メニュー化されております。時代の流れになっているように感じているところです。

本市においては、森林を守る担い手育成研修を起点として、自伐型林業者などの小規模林業者の輩出にも力を注ぎたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 自伐型林業を推進するためには、当然、森林所有者と林業者をつなぐ意向調査、それに伴うマッチングが重要になってまいります。

この森林を守る担い手育成研修の受講者の方で、新しく自伐型に取り組んでいる方のお話を先日ちょっとお伺いしてまいりました。その方のお話によりますと、やはり山林の所有者と接する機会が少なく情報不足で、仕事の継続に不安があると、そういうお話でございました。

より一層のスピード感を持ってこのマッチング、意向調査進めたいと思いますが、課長の御所見をお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

本課で行っております未整備森林の所有者への意向調査は、現在、個人所有分の約60%に対しアンケートを送付しています。この意向調査の進み具合が提供できる情報量にも影響してくることから、力を入れて取り組んでいるところです。

この調査で、管理を市に任せたいと回答のあった一部の森林を、森林所有者の同意のもと、今年度は現況調査や測量などを進めまして、大谷地区の約14ヘクタールの調査を終え、モデルケースとして保育間伐、今回は森林組合にお願いするようにしていますが、このように管理を市に任せたいとした方の調査の後、間伐などの森林整備が必要な森林については早期に情報提供できるような仕組みを構築したいと考えています。

本課としましては、未整備森林と森林を守る担い手育成研修の卒業生や小規模林家とのマッチングを行う仕組みを確立することで、研修卒業生を林業者へとステップアップさせるとともに、新しい形の産業創出につなげたいと考えております。

以上です。

○議長(細川博史君) 6番、吉村政朗君。

(6番 吉村政朗君発言席)

○6番(吉村政朗君) 課長、これも度々この議場でお願いをしておりますが、より一層のスピード感を持って取り組んでいただきたいということを重ねてお願いしておきます。

それで、以前、私の一般質問におきまして、自伐型林業を推進するために自伐に特化した地域おこし協力隊員を募集してはどうかということを提案しておりましたが、その後の経過をお聞きしたいと思います。

○議長(細川博史君) 農林水産課長。

(農林水産課長 和泉政彦君自席)

○農林水産課長(和泉政彦君) お答えします。

以前、議員から御提案をいただいた後、自伐型林業に特化した地域おこし協力隊の募集も行っております。

昨年度は、3名の応募がありましたが、残念ながら採用には至らず、現在も継続して募集しているところであります。

以上です。

○議長(細川博史君) 6番、吉村政朗君。

(6番 吉村政朗君発言席)

○6番(吉村政朗君) 3名の方が応募してくれたけれども、面接ですか、試験で採用には至

らなかったということではありますが、なるべく多く窓口を開いてもうて、ぜひ採用に向けて進んでいただきたいということをお願いしておきます。

現在、開会中ですかね、県議会においても濱田知事は中山間の振興なくして県勢浮揚はなしと位置づけて、地域おこし協力隊の大幅拡充を目指すと答弁が高知新聞に載っておりましたが、中村中山間振興・交通部長ですか、そのように答弁をされているようであります。ですので、本市としても、募集方法も含め、より一層の積極的な取組を重ねて要望しておきたいと思えます。

そこで、この自伐型の協力隊員を採用した場合、その受け皿が必要になってくると思います。課長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

本件は、令和3年3月会議において、吉村議員から自伐型林業の先進地である宿毛市を参考にしよう要望を受けていたこともあり、近隣の自治体も参考にしながら検討してきたところではあります。

具体的には、まずは林業大学校で基礎を学んでいただいた後に、森林を守る担い手育成研修の卒業生で林業に就業を検討している方もいますので、そういう方とのマッチングもよいのではないかと考えているところです。

また、フィールドも現在意向調査で、市に管理を任せたいという方も出てきていますので、そういう方の山をフィールドにできるような仕組みも組み立てつつあるところです。

残念ながら、現時点で地域おこし協力隊の応募はありませんが、隊員がさらに隊員を呼ぶよう募集を継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） よろしく願いしておきたいと思えます。

先ほど来の自伐型林業、小規模林業者にとって幾つかのハードルがあるわけでありまして。その中で、やはり作業用の機械これ大変高額なものが多いと聞いておりますが、なかなか小規模林家でそれを構えるというのは厳しい状況であります。林業者が共同で使用できる作業所のようなものがつくれないかどうか、課長にお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

小規模林業者に対して、個々の要望を酌み取りながら、真に必要とされる制度を創設したいと考えております。議員御提案の共同使用できる作業所や機器の導入については、ある程度の予算規模になることが想定されますので、要望量や経済効果を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

なお、小規模林業を支援する国や県の制度もあります。例えば、小規模林業推進協議会の会員になることで林業機械のレンタルができる事業、これなどがあります。それぞれのニーズにできるだけお答えしたいと思いますので、個別に相談していただけたらと思います。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 小規模林業者にとって本当に必要な制度を個々の要望を聞いて取り組んでいくという答弁であったと思います。ぜひそのような姿勢での取組をお願いしておきたいと思いますが、そこで、これも何度も質問させていただきましたが、環境譲与税、これはその年度年度で全部使い切っていくということは基本でありましたが、今までそれがなかなかできていなかったと、しかし、最近それがもう年度年度で使い切っていくというような今体制で進んでいただいておりますので、それも含めて有効活用できないか検討していただきたいというふうをお願いをしておきます。

では最後に、本年度、幡多6市町村において、林業に関する新しい組織が立ち上がったとのことですが、どのような組織なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 農林水産課長。

（農林水産課長 和泉政彦君自席）

○農林水産課長（和泉政彦君） お答えします。

御質問の組織は、一般社団法人幡多地域森づくり推進センターと申しまして、幡多林業事務所管内の6市町村が社員となり、令和4年度に設立した組織であります。

この組織は、森林経営管理制度に基づく市町村共通の業務のうち、事業費の積算や業務の仕様書の作成、森林の整備方針に関する助言など、専門知識を必要とする業務を一元化して行うことで、効率的な制度運用を図ることを目的としております。

以上です

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 大変よく分かりました。ありがとうございました。

ここ二、三年で本市の林業に対する取組が大変大きく前進し始めたと思っております。そのスタートライン、特に自伐型林業に関しては七、八年前、たしか当時の農林水産課長の二宮課長がまだ自伐型林業ということがそんなに言われていないときから取組をしていただきまして、その後に和泉課長が今水をやって大きく育てていただいていると、これから一気に自伐型林業が推進していけるのではないかと大変期待をしております。お二人の力だけではなくて、環境譲与税やSDGsなど世の中の流れも一定追い風にはなっていると思いますが、やはり最近、特に担当課とお話する中で、担当課として林業を本市の基幹産業の一つとしたいと、そういう思い、マインドがすごく強く感じております。これからの林業の施策に大変期待をしております。そのことをお伝えして、この質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

続きまして、介護職不足について、健康推進課長にお聞きいたしたいと思っております。

これも現在、全国的に介護職不足が大変大きな社会問題となっております。本市も例外ではございません。特に、本市は高齢化率が50%を超えていますので、その深刻さは言うまでもありません。健康推進課も人材不足解消の事業を行っておりますが、今現在の施策の状況をお聞きいたしたいと思っております。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

現在、三つの人材確保に係る施策を行っております。

まず、一つ目としまして、居宅介護支援事業所の介護支援専門員の不足を受けて実施しております、介護支援専門員の更新研修等に係る費用の一部を補助する介護等人材育成支援事業です。本年度は、介護支援専門員の資格を取るための実務研修受講試験を受講した方5名、更新研修を受講した方3名からの申請を受け付け、補助を行っております。

次に、二つ目としまして、市内の訪問介護員の不足を解消するために、市内在住者の方は無料での実施となる介護職員初任者研修は、本年度は現在9名の方が研修を受講しております。

12月17日で研修が修了いたしますが、最終日には、市内の訪問介護事業所による事業所説明会を開催する予定であり、訪問介護員の不足を少しでも解消できるよう取組を進めているところです。

そして、三つ目として、市内の事業所への介護人材等の定着を目的に、就業して90日が経過した方に対し、支援金の交付を行う介護人材等定着支援事業となります。令和4年11月末時点で、看護師5人、介護職員5人、相談支援事業所へ就業した相談支援専門員に対する研修等支援金として1人の交付実績となっております。

介護職員初任者研修及び定着支援金については、来年度以降の実施についての問合せが多く、また介護等人材育成支援事業については、日程的にも費用的にも負担が大きい研修のうち、費用面だけでも補助が下りることで受講しやすくなったとの声を聞いております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 課長の答弁によります三つの事業を今展開していると、まず、一つ目の介護等人材育成支援事業、これはケアマネジャーの資格取得と更新の研修に対する補助をするということではありますが、ケアマネの資格は持っているが現在はケアマネとして働いていない方の中で、更新をせず資格を流してしまう方もおられるようでありますので、5年ごとの更新に係る費用の助成は大変効果的な事業であると思っておりますので、これ来年度以降継続して事業をしていっていただくようお願いをしておきたいと思っております。

そして、二つ目の介護職員初任者研修は、現在9名の方ですかね、が受講されておられるとこのことではありますが、僕の記憶によると昨年より少し少ないような気がいたしております。この事業は、課長も御案内のように介護職への入り口でありますので、より一層の拡充を要望しておきたいと思っております。

そして、三つ目の介護人材等定着支援事業は、新規、新しく仕事に就業される方に人気のある事業でありますので、12月末の締切りまで交付実績が上がることを期待しております。

その上で、来年度の介護職不足解消の事業の取組をお伺いいたしたいと思っております。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

令和5年度も、引き続き人材確保に係る各施策を行う予定としております。それに加え、中山間サービス補助制度について高知県が対象の拡大を検討中とのことで、土佐清水市でも足並みをそろえて対象拡大について検討をしており、市の独自補助も含めた令和5年度予算の計上を予定しているところです。

また、現在は新規で就労した方向けの施策がほとんどとなっており、以前から介護の職場で就労している方向けの施策が少ないため、今後も市内の介護サービス事業所で長く勤務できるような支援ができないかも含め、今、実施している事業についても、より効果的な事業になるよう検討をしているところです。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

(6番 吉村政朗君発言席)

○6番(吉村政朗君) 今、課長も言われましたように、新規就労者に対する施策はありますが、現在まで清水の介護現場を支え続けてくれている介護職の方々に対する支援もこれからは必要になってくると思います。

例えば、今現在清水市ケアマネジャーが7名おられて、今の事業ではそれを8名、9名にもっていくというところの事業展開を僕なんかも提案してまいりましたが、よくよく考えると、そのもともとの7名の方、ここがずっと支えてくれているわけでありますので、そこを厚くすることによって8人、9人に増えていくと、そこを基本に考えるべきだということに自分も反省を込めてそう思っております。

特に、ケアマネジャーの場合は、介護職の処遇改善加算の対象から外れているわけでありますので、その業務量の割に待遇がいいとは決して言えないという職種でもあります。

そこで、現在、介護保険事業第8期を今やっているわけでありまして、恐らく今年度末、それから来年度の前半にかけて第9期の介護保険事業計画、高齢者福祉計画の策定の準備が始まると思っておりますが、先ほど言いましたように、長年清水の介護を介護現場でずっと支えてくれている現在頑張ってくれているの方々に対して、何とか介護保険事業として取り組めないものか、そのあたり課長のお考えをお聞きいたしたいと思っております。

○議長(細川博史君) 健康推進課長。

(健康推進課長 山下 育君自席)

○健康推進課長(山下 育君) お答えいたします。

現在、介護保険特別会計の財源を使った施策としては、セルフケアプラン支援業務が対象になっております。財源となっている保険者機能強化推進交付金などのインセンティブ交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた取組を支援し、一層推進することを趣旨とされているもので、既に介護保険のサービスが必要となっている方に関する支援となると、どの部分が該当になるか難しいところがあります。

現在、高知県長寿社会課とともに、介護人材確保に関する事業で該当になる事例等を確認中で、近日中に全国の事例等をピックアップし、土佐清水市でできることをすり合わせする予定となっております。

以上です。

○議長(細川博史君) 6番、吉村政朗君。

(6番 吉村政朗君発言席)

○6番(吉村政朗君) 課長、いい答弁いただきました。ぜひ検討を重ねていただくようお願いをしておきます。

それと、今現在において、介護職不足によって介護現場で起こっている、こういうふうな困っていることが起こっている、そういう事案をどのようなことがあるのかを課長にお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

介護人材不足により、利用者の方が現在受けている介護サービスの中で、例えば訪問・通所系サービスでは現在週2回の利用を週3回・4回に増やしたいが増やすことが難しい状況や、通所系サービスで利用中の入浴を希望しても、人材不足に加えて新型コロナウイルス感染症への対応もあるため、入浴支援が受けられない状況となっております。

また、市内には介護人材不足により休止しているサービスもあるため、利用したくてもできずに代替えサービスを利用せざるを得ないという話も聞いておりますので、今後につきましても、必要な方が必要なサービスを利用できるよう、引き続き介護人材不足解消に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） この問題は本当に全国的に見ても大変難しい問題で、正解が出ていないわけではありません。特に本市は高齢化率も高く、表現がどうか分かりませんが、高齢化社会のトップランナーを走っている状況であります。本市のそういう状況も鑑みながら、現場では大変な状況が起きつつあるということをみんなで共有することが大事ではないかなと思っております。

そこで、本市は居宅系のケアマネジャー不足によりまして、ケアプランの作成業務にここしばらく支障が出てきておるわけでありますが、これ昨年でしたか、渭南病院内のセルフケアプランセンターに一部の業務をお願いしている状況でありますが、現在の利用状況をお伺いしたいと思います。

○議長（細川博史君） 健康推進課長。

（健康推進課長 山下 育君自席）

○健康推進課長（山下 育君） お答えいたします。

令和4年4月末時点では支援件数が26件でしたが、令和4年11月末時点での支援件数は7件との報告がきております。毎月数名ずつ居宅介護支援事業所へ移行しており、今年度中に支援件数がゼロ件になる見込みとなっております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 本来、介護保険制度の趣旨からいえば、ケアプランの策定をセルフでやるしかない状況というのは、もはやこれは介護保険制度でいう介護崩壊が始まっているということであると思います。

課長答弁では、今年度中にセルフプランの支援件数がゼロになる見込みであるということですが、ケアマネ不足によって、本市の高齢者のケアプランを市外のケアマネジャーにも依頼しているということでもありますので、なかなかぎりぎりのラインを走り続けているんだというふうに理解しております。

先ほども言いましたように、本市の居宅系のケアマネジャーは今7人であります。ケアマネジャー1人で35名のケアプランが立てれるわけではありますが、その方が1人もし何かでケアマネの業務から離れられたらたちまちまた足りなくなるわけであります。その辺も、課長も重々御承知だと思っておりますが、なるべくセルフプランとならないように、引き続き対応策を検討していただきたいと思っております。

それでは、市長にお聞きいたしたいと思っております。

今まで健康推進課長に対する質問でも指摘させていただきましたが、本市の介護現場はもう既に崩壊をし始めております。その大きな要因は、やはり介護職不足にあるというふうに認識をしております。

私は、ここ数年来、介護職不足に対する危機感をこの議場で何度か訴えてまいりました。そんな中、令和2年6月には、介護職員初任者研修の受講者に対する給付金の支給事業を要望書として市長に提出し、実現していただきましたが、このような支援策をこれから重層的に展開することが今必要だと思っております。

今、世間で言われております2025年問題、団塊の世代が後期高齢者に入っていくという2025年問題を目前に控えており、この介護職不足問題はここ一、二年が本市は正念場を迎えるというふうに思っております。市長の御見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 介護人材の確保、本市の最重要課題であると認識をしているところで

す。  
直営の特別養護老人ホームしおさいを含め、市内の介護事業所においても、人材確保に向けた取組を実施しているところであり、市としても何とか採用につなげたいと様々な施策を実施

しているところですが、人材不足解消までには至らず、大変苦慮しているところであります。

それには、もともとの働き手の不足もありますが、介護職に対する業務が大変というイメージなど、介護職を選ぶという若者がいないということも言われております。また、現在、介護職として働いている方が離職をせず長く勤めることができるよう、事業所のほうでも今以上に環境整備に努めていただくことも必要ではないかと思っているところです。

市といたしましても、介護現場の魅力ややりがい等について理解を深めるため、中学生や高校生に向けた研修会も委託事業の中で実施しておりますので、そういった取組も進めながら、現在実施している事業の整理、そして検証を行い、新たな事業も含め、より効果的な方法で実施できるよう事業所の皆さんとも協力しながら、人材確保につながる、あらゆる、できる、考えられる施策の実施について検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 本当にこれ最重要課題だと認識をしております。そこで、包括支援センターやしおさいのほうも大変これから厳しい状況になってくると、先ほど来言っております介護職の離職等を含めて、これは本当に大変厳しい、これはもう市長、副市長、それから担当課長も十分お分かりだと思っております。特に、包括支援センターが来年度どうなるか、いろいろと多分動きがあるんだろうというふうに思っております。それはそれで、また見守りたいなどは思っております。

そこで、しおさい何かも当然退職の方が出られるということで、そこで、例えばそこは今定員100名ですので、職員が足らなくなればじゃあ定員を80にするのか、ショートステイ、今たしか20ですかね、定員20を例えば10にする、それか閉鎖するか。そういうふうな選択肢ももう視野に入れておかなければならない。しかし、例えばしおさいのショートが閉鎖すればたちまち居宅のほうに困る。これは、だから同じ介護職不足でも現場によって全く対照的な問題が出てくるわけでありまして。

そのあたりも含めて、先ほども言いましたように第9期の介護保険計画の中で、高齢者福祉計画の中で、その辺を今市長が言われたように、大胆な思い切った施策を展開していかないともう間に合わないというふうに思っております。

それと一つ、今回質問に当たりましてある介護職の方向何人かとお話を聞いて、今何が一番つらいですかと聞くと、介護に入りたくても入れないと。先ほど課長が答弁で言われましたように、週に2日、3日、この人が入らんといかんのやけどもヘルパー不足で、ケアマネ不足で週に1回しか入れないと。どんどんどんどん介護状況が悪くなって介護度も上がっていくと、そ

れを見るのがつらいというのが圧倒的に多い声であります。そういう現場の声も拾っていただいて、市長にはより一層、今も、現在もそうかも分かりませんが、介護現場の思いに寄り添った事業展開を重ねてお願いをしておきたいと思えます。

これでこの質問は終わらせていただきます。もしあれでしたら、また3月会議で取り上げさせていただきますと思っております。よろしく願いをいたしたいと思えます。

続きまして、仮称清水佐川市構想につきまして、少しお時間をいただきまして構想の提案説明をさせていただきますと思えます。

この構想は簡単に言うと、佐川町とコラボして清水市の浮揚につなげていこう、そんな思いからのバーチャル的な市町村合併の企画であります。そもそもこの企画を思いついたのが今年の初夏の頃でありました。私の知り合い、清水在住のアーティストの音楽関係をやられている方から、今度佐川のほうで牧野先生の朝ドラ、らんまんが始まると、それに合わせて佐川のほうで初めて道の駅ができるようではありますが、そこで牧野先生が歩いたであろう山の音とかを重ねてCDを佐川のお土産として出すという提案をさせていただきますというふうなお話を聞きました。その方は、もう既に清水のほうで清水の海の音とかを入れて自分の音楽を重ねたCDをテルメのほうでお土産品として売っていただいているというふうなお話を受けました。その方、僕が佐川で以前おりましたので、そのことを知っていてそういう依頼があったのではないかというふうに思っております。私、すぐに佐川の商工会長のほうに電話して、それで役所とつないでいただきましたら、面白いですねということで、じゃあ今度来てくださいということをお聞きしました。

そのときに、ああと思ひまして、先ほど言いましたようにバーチャルで楽しみながら佐川町と協力、コラボができないかなというふうに思ひました。それは、例えば清水の産品を佐川の道の駅でも売ってもらう。佐川の産品をじゃあ清水でも売る。そのときに、清水佐川市という名前を入れて両方でブランディングをしていったら面白いのではないかという思いがありましたので、今年の8月に佐川町長にお会いして、そのときに佐川町の商工会の会長、商工会の青年部長、ほか関係者が集まってくれていまして、軽い話で、こういうことがあって、こういうことをしたら面白いですよ、その根本にあるのが、先ほど言いましたように朝ドラの牧野先生、本市はジョン万次郎大河ドラマ化を目指しておりますので、この二つを軸にしてまちづくりをしていきたいと思います。佐川の場合は、皆さん御存じのように山があります。それで、清水は海があります。特に清水の方あるあるで、いつもきれいな海を見て育てておりますので、そのすごさに意外と気づいてなくて、佐川の子供たちを一度、うちの子供ですけど、小さい頃清水のほうへ来たときにもうびっくりしておりました、この海。海がいる、それから漁師さんがいることにもびっくりしておりました。

そういうふうにお互い、例えば産品も向こうは農業がありますのでリンゴとか新高とかイチゴとか、こちらは新鮮な海の幸があると。ふるさと納税の返礼品でコラボをしても面白い。佐川町長と話す中で、佐川町はふるさと納税大体4億円を目標にしていると。その中で、佐川町のふるさと納税の返礼品で何が一番多いか知っていますかと言われてたんで、何ですかと、新高ですかと言うと、いや、実はカツオのたたきですと。それで、高知県内の人が佐川町でカツオのたたきが一番というのは何か不思議に思いますけど、県外の方から見ると、たたきというのは高知県とそういう感覚であるんでしょうかね。佐川が1位はたたきだそうです。

そんなことで、ふるさと納税の返礼品のコラボをしても面白いし、それから、子供たちの交流もできるのではないかと考えております。佐川町の子供たちには万次郎さんや清水の自然、文化を体験してもらって、清水の子供たちには牧野先生や佐川は文教の地でありますので、そういう文化に触れていただくと。それから、スポーツの交流もできます。佐川は御存じのようにサッカーが盛んでありまして、Jリーガーが三、四人出ております。清水は現在テニスが大変強くて盛んであります。そういうお互いに交流もできるわけであります。

そして、例えばイベント、佐川は春夏秋冬とイベントがございます。春は牧野公園での花見事業が3週間ほどあり、夏は文殊大祭、それで秋はたらふく秋祭りという食のイベントがあり、冬は商売繁盛の十日えびすがあると。清水は御存じのようにあしずりまつりがあるし、産業祭もあるし、現在、観光商工会いろんなイベントを打っておりますので、そこで佐川から参加してもらおうと。いろんな考え方があると思います。

そういう思いもあって、そんなに深い本当の姉妹都市というのではなくて、楽しめるような何かそういう母体があればいいなと考えております。そのあたり、これからのまちづくりのキーワードはコラボだと思っております。そのあたり、企画財政課長にはこの企画案を一度打合せのときにお見せしておりますが、基本的にはこれ民間で実行委員会、例えば商工会議所等で立ち上げていただいて、その時々各種団体が参加して活動していくということをベースとしておりますが、一方では、自治体がしっかりと支援してくれる体制をつくることも必要となってまいります。そのあたり、少しだらだらと長くなりましたが、企画財政課長の御見解をお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 企画財政課長。

（企画財政課長 横山英幸君自席）

○企画財政課長（横山英幸君） お答えいたします。

吉村議員からこの構想の提案をいただきまして、率直に面白い、遊び心があって斬新な企画・提案であるというふう感じたところがございます。

御承知のとおり、本市は過疎・少子高齢化が急速に進み、平成27年度からは、地方創生の

流れの中、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定をいたしまして、人口減少対策に取り組んでおりますが、なかなか少子高齢化・人口減少に歯止めがかからない状況が続いております。仮に、この構想通り合併すれば、バーチャルで合併すれば、現在、本市と佐川町の人口はほぼ同じでございますので、合わせれば約2万5,000人となりまして、現在の土佐市と同程度の人口規模ということになります。また、本市と佐川町それぞれが持つ特色を生かした観光施策のほか、スポーツ・文化交流など、あらゆる面において連携して地域活性化に向けた取組ができるというふうに思っております。

吉村議員がおっしゃるとおり、こういった取組というのは行政主導ではなく、基本的に双方の民間同士が盛り上がり取組んでいく方が広がりのある効果的な取組につながっていくものというふうに思っております。行政がそれをバックアップするということも必要不可欠であるというふうに思っておりますので、その際には、可能な限りの行政支援は行いたいというふうに思っております。

また、本市は再来年、令和6年度が市制70周年の年でありまして、その記念事業の一つとして取り組むということも可能であるというふうに思っております。その際には、企画財政課だけではなく、取り組む内容・施策ごとに全庁的な支援体制を整えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） いい答弁ありがとうございます。先ほど来言いますように、朝ドラのらんまんと、それから大河ドラマのジョン万次郎、来年の4月かららんまんが始まるわけでありまして、本市としても全力でこれを盛り上げると、その後は万次郎さんの大河ドラマ化に清水佐川市として、市民として佐川の方にも実現に向けて盛り上げていただくと。本市からすれば、万次郎さんの大河ドラマ化の今活動をしていますけど、そのちょっと起爆剤にもなるんではないかというふうに思っております。

それで、これを一つ、先ほど来バーチャルの合併の話で一番面白いなと思ったのが、何年か前に杉村市長のときだったというふうにお聞きしておりますが、清水市と徳島の祖谷ですかね、今、三好市ですかね、あそこでどちらの観光地が優れているかという投票をやって、負けたほうの首長が罰ゲームで、1回目が清水が負けて向こうの役所の掃除に行ったと、2回目が清水が勝って向こうの副市長か誰かがお見えになって足摺岬の万次郎像を磨いたと、それはマスコミでも取り上げられたというふうにお聞きしております。そういう、もうコロナ禍で今楽しいことも少なくなっただけだったので、ちょっと楽しい企画をしてまちづくりをしていきたい

なというふうに思っております。市長、そのあたりお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 企画財政課長から大変前向きな、もうやるような答弁がありましたので、実は、私も先日この提案を受けまして、佐川町の片岡町長と電話でちょっと協議をさせていただきました。先ほど、三好市との話もありましたが、あのときは平成24年、私、産業振興課長でありまして、山の秘境、海の秘境ということで、足摺と大歩危小歩危、この対決ということでネットで投票しまして、第一回目は負けて当時の杉村市長と2人が高松の駅で三好町の観光パンフレットを配った後、大歩危のトイレ掃除をして帰ってきたというような大変当面白い企画だったと思っております。

来年から連続テレビ小説らんまんが始まるということで、土佐清水市も平成24年からNHK大河ドラマジョン万次郎の実現実行委員会というのを立ち上げて、もう10年活動をしているわけですが、先を越されてちょっと羨ましいところでもあります。先方のほうも、大変土佐清水市との連携について前向きでありますので、いろんな今提案を受けましたので、どのような交流が可能なのか、最初は行政同士でいろいろ意見交換しながら、行く行くと言いますか、らんまんが4月から、3月ですかね、始まりますので、その前には何らかの形にして話題づくりをしたいという思いがあります。商工会議所、観光協会、民間も含めてこれからちょっと投げかけもしまして、早急にその体制とかどういうことができるかということは協議したいと考えております。

ちょうど道の駅も、来年度、清水と佐川がオープンをしますので、そういった関係、連ドラを記念したコラボの企画、また、この前の鹿島の植物の観測会に佐川の植物の愛好者の方も参加してくれておりますので、植物をつなげたジオとのか、いろんな面白い取組ができると思っておりますので、できれば議会が終わるか年明けには、もう一回佐川の片岡町長と膝を合わせて形につながるような協議をしたいと思っております。

以上です。

○議長（細川博史君） 6番、吉村政朗君。

（6番 吉村政朗君発言席）

○6番（吉村政朗君） 課長、市長とも本当に前向きな答弁をいただきました。今も市長の答弁にありましたように、いろんなコラボが考えられます。よくこの話をすると、吉村、佐川出身やからやろうと、全く違います。同じコラボでも、やっぱり幡多地区だと同じような産品やし生活圏でありますけど、佐川の場合はやっぱり言葉も違います。文化も違う。しかも、先ほど課長言われたように人口規模もほぼほぼ同じ。それで、共通の課題も抱えていると、例えば

清水は介護予防が大変先進的な、なら佐川からこちらに研修に来ていただくとか、いろんなそういうコラボができていくと思います。

たまたま佐川町長、片岡町長も泥谷市長の高校の後輩だとお聞きもしておりますので、楽しみながら、かつこれを最終的には万次郎さんの大河ドラマ化につなげていけるそういう起爆剤として育てていきたいなと思っておりますので、ぜひ行政の方々の御協力も賜りたいということをお願いして、一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（細川博史君） この際、午食のため、午後1時まで休憩いたします。

午前11時38分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（細川博史君） 休憩前に続いて、会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 皆さん、こんにちは。

一般質問の前にちょっと一言、今カタールで開催されているワールドカップですけど、日本代表の活躍に非常に感動しました。それで、代表の皆様には、ありがとうございましたと言いたいです。私も、予選のときに早朝と真夜中まで起きて実際リアルタイムで見えていましたけど、選手の活躍に目が覚めたりして、本当によかったと思ったんで、あと、本戦のベスト16で負けてしまいましたけど、ベスト8という新たな景色を見ることはできなかったということでございますが、ドイツとスペイン、強豪国を破って本戦に勝ち上がっていったというのは、また、それはそれで新しい景色だったと思っています。

土佐清水市の新しい景色、これを市民の方にとっての新しい景色、これを見据えるために私も職責を全うしていきたいと思っています。

会派市民の声の岡本詠です。今回もこれまで同様、市政発展と市民生活の向上の一助となれますよう、その思いを込めて質問をさせていただきます。

今回の質問も前回に続いて、本市の個人情報の取扱いについてとメジカ産業再生プロジェクトに係る公害についての2点について通告をさせていただいております。なお、時間も限られていますので、執行部には、前置きや質問に対して答えになっていないような答弁は要りませんので、簡潔で明瞭な答弁をお願いいたします。

では、通告に基づき一般質問をいたします。

一つ目の、本市の個人情報の取扱いについて。永野議員による個人情報の不正な取扱いに関わってということで通告しております。

一つ目の、市職員等の個人情報の漏えいに関してですけど、市長にお伺いをいたします。

永野議員による個人情報の不正な取扱いに関わる事案として、今現在の状況や市民に対して報告すべきことはないかお伺いをいたします。市長。

○議長（細川博史君） 執行部の答弁を求めます。

市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先の9月会議において、事案の発生以降、顧問弁護士への相談を継続して行っていることと、中村警察署清水警察庁舎へも相談を行っており、今後の推移を慎重に見極めたいと考えている旨答弁しておりますが、その後、相談をしております中村警察署清水警察庁舎へ継続的に状況を確認しておりますが、現状として特に市への要請もなく、状況に特段の変化はないものと判断しております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 変化はないと。昨日の前田議員の答弁と同じかなと思うんですけど、市のほうで変化、これ変化に当たるかどうか分からないですけど、まあ、ないということなんで私のほうで。11月30日の永野議員による説明がありまして、全員協議会で、市職員と152名にメールを送った携帯電話には約400名ほどの市職員等の電話番号が入っていたのかということを知ったところ、400名ほとんど入っていたというふうな説明がありました。ということは、事務分掌表を基に電話番号を携帯電話に登録している状況から推察すると、市職員等約400名全員の個人情報が第三者の手に渡っている、つまり市職員等全員の個人情報が漏えいしているということが分かってきたわけですが、市長はこのことを知らなかったんでしょうか、市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 通告にありませんので、ちょっと初めて聞いたわけですが、400人の個人情報が携帯に入っているということは聞いておりません。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 市長は知らなかったということですね。

警察に相談したと前日も答弁されて、今も言われていて、警察のほうからも特段要請とか話もないということでしたかね。市民の方からよく聞かれる質問なんですけど、警察に相談したと言っているけど、具体的にどのようなことを相談しているのか、その詳細についてお伺いを

いたします。市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 中村警察署清水警察庁舎への相談内容については、守秘義務がございましたので、あくまでも今回の事案に関して警察に相談申し上げているという状況の回答にとどめ、内容に関しては答弁を控えさせていただきます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 守秘義務があるからということですね。取りあえず了解です。

次に、弁護士にも相談されたということですが、具体的に何を相談して、どんな見解を得られたのかお願いいたします。市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 市の顧問弁護士への相談内容については、本事案における個人情報保護条例に関わる法的な助言をいただいているところであります。

ただし、その内容の詳細につきましては、市政執行に関する情報であり、かつ、市の意思決定過程における情報であるため、公開することにより、当該意思決定または将来の同種の意思決定を公正または適正に行うことに著しい支障が生じるものと判断されます。

また、相談を受けた側の弁護士の秘密を守る権利及び義務についての規定も、弁護士法や刑法、刑事訴訟法等様々な法律で定められており、弁護士の秘密を守る権利及び義務が制度的に保障されているとされています。

このことから、相談内容の詳細については、答弁を控えさせていただきます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 了解です。まあそういうことなんですね。

じゃあ、次行きます。

個人情報の漏えいのリスクに関してということで、個人の名前、住所、電話番号などの個人情報が第三者に知られた場合に考えられる被害はどのようなものが考えられますか、市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 個人情報が第三者に漏えいした場合のリスクということでございますので、一般論としてのリスクについて答弁させていただきます。

世間でよく見受けられる事案として、個人情報名簿業者の手に渡り、そこから悪質な業者へ流れ、プライバシーの侵害や悪質なセールスや詐欺被害の対象となる等、現実的なリスクと、漏えいの被害に遭った方の漏えいに対する懸念や不安等の心理的負担等のリスクがあると認識しております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 一般的にはそういうことですね。

じゃあ、次行きますけど、ちょっと通告の順番変わりますが、土佐清水市個人情報保護条例に関してということでちょっと先に確認させていただきます。

今回の事案についてのやり取りの中で、個人情報保護条例や総務省の見解の中にも出ていますけど、適法という言葉がありますが、この適法という言葉の意味はどういうことを指しているのか、お願いいたします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） これは、法規に適合していることだと思っています。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） そうですね。法規に適合している、法律に適している、かなっているということですかね。

じゃあ、次、適法の意味を聞いた上で伺いをいたしますが、個人情報保護条例第6条の条文の中で、適法かつ公正な手段でとありますが、この意味をお願いいたします。市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この意味というのは、法令等の規範に違反しておらず、社会通念上正当であると客観的に判断されることだと思っています。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 条文の中の適法かつ公正な手段、これ多分、適法というところが客観的に社会通念上というところだと思うんですけど、これ具体的に法律として挙げるならばどうということなんでしょうか。わかりますか。どの法令か。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 法規全般だと思っております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 法規全般のことを6条の中で言ってるということなんですね。そういう答弁でいいですか、6条で言ってるこの条文の意味は。法規全般にかなった手段ということでもいいんでしょうか。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど答弁したように、法令等の規範に違反しておらず、社会通念上正当であると客観的に判断されることだと思っております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 条文でいうと、そういうところになるんですかね。ということは、個人情報に関わる法規と言えば個人情報保護法であったり、個人情報保護条例に当たるかなと思いますけど、そういうことだと思います。市長、そういうことでいいですか。

○市長（泥谷光信君） はい。

○8番（岡本 詠君） 個人情報保護条例に当たるということで。

じゃあ、次行きます。

質問の答えになっていないことに関してということで、総務課長にお伺いいたします。前回、9月会議での質問と答弁ですが、私はこのように質問をしています。質問として、事務分掌表を作成するに当たり、市職員等の個人情報を収集する目的をどこに定めているのか、ちゃんと定めて運用しているのかという質問に対し、答弁はこのような答弁です。

前述の第6条の規定に従い、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行っているものと考えております。土佐清水市事務分掌規程の第1条の目的において、この規定は、市長事務部局の機構、事務分掌に関する基準を定め、もって円滑な運営を図ることを目的とするとあり、また、土佐清水市教育委員会事務局組織規則の第1条の目的においても、この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、土佐清水市教育委員会の事務局の内部組織及び職員の職の設置について定めるとともに、その分掌事務を明確にし、もって教育委員会の権限に属する事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とされており、この規定及び規則等に基づき、実際の職員配置をひもづけ名簿化したものが事務分掌表であります。つまり、行政事務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的に、事務分掌表に掲載する情報は選定し行われていることとなり、規定はここになされているものと

考えております。

このように答弁をしております。答弁では、なぜかこの土佐清水市事務分掌規程と土佐清水市教育委員会事務局組織規則の目的を基に、事務分掌表に市職員等の個人情報収集する根拠とされているようです。さっぱり意味が分からなかったんですけど、まず、事務分掌とは、答弁でも言われてますが、例えば会社や役所などの機関の中で、それぞれの部署や部門が担当する仕事の分担をはっきりと定めることですよね。これを事務分掌と言います。

答弁で言われている、この土佐清水市事務分掌規程と土佐清水市教育委員会事務局組織規則については、その当時、市長部局と教育委員会の事務分掌に関する基準を規定しています。例えば、土佐清水市事務分掌規程の第3条には、課に課長、課長補佐、室長及び係長を置くことを規定していますよね。

そして、係の文章事務の第7条では、総務課の各係の分掌事務は次のとおりとするということで、その中の総務係の11項には、個人情報保護制度の運営に関することとありますので、個人情報の取扱いに関する事務は、総務課の総務係が行うことになっているということを規定しているわけですよね。例えばそのほかで言うと、第6条の、企画財政課の各係の文章事務は次のとおりとする、秘書係は市長及び副市長の秘書に関することであつたりとか、そのほかだったら、じんけん課の各係、じんけん課であつたら人権啓発係というのが人権を尊重する社会づくり行動計画に関することなど、いろいろこういうふうな感じで各部署の事務の内容、係を細かく分けて、その係はこういうことをします、こういうことをしますということを規定している、そういうことを定めているのがこの土佐清水市事務分掌規程と土佐清水市教育委員会事務局組織規則なんですよ。

ただ、事務分掌表を作成しなければならないということを規定されていませんけど、規定されていますか、課長。取りあえず、規定されているかどうか1回聞きます。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

条例や規則等において事務分掌表を作成する上で、個人情報を収集する目的について明文化し、直接的に明確に定めたものはございません。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 次の答弁を多分言われたんだと思うんですけど、今聞きたかったのは、前回答弁されたこの二つの規則、規定に事務分掌表を作成しなければならないと規定されてい

るかどうかというのを聞いたんですけど、規定されていないですよ、ここにはね。

これが本題なんですけど、このように、当然事務分掌表に職員の個人情報載せるための規定を定めているわけでもなく、私が質問した、事務分掌表を作成するに当たり、市職員等の個人情報を収集する目的をどこに定めているかという質問の答えにもなっていないわけですよ。なぜ答えになっていない答弁を市民に対して、市としてそういった答弁を、間違っただけの答弁をしているのか、なぜこのような答弁をしたのか、その理由についてお伺いします。課長。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） お答えいたします。

9月会議において、岡本議員の「市職員の個人情報を収集する目的はどこに定めているのか。」との質問に対し、事務分掌表を作成する上で必要な個人情報を収集する目的であることから、土佐清水市事務分掌規程の第1条の目的の「この規程は、市長事務部局の機構、事務分掌に関する基準を定め、もって円滑な運営を図ることを目的とする。」を傍証し、事務分掌表を作成する目的について答弁させていただいたところです。

先ほども申しましたが、従来規則において事務分掌表を作成する上で、個人情報を収集する目的について明文化し、直接的に定めたものはございませんが、9月の答弁で申し上げましたとおり、個人情報を収集する職員各個人には、事務分掌表に掲載するためと明確に目的を示しており、市個人情報保護条例第8条の規定にある、「実施機関は、個人情報を収集するときは、収集する目的及び根拠を明確にし、個人情報の当該個人から直接収集しなければならない。」に適合した運用を行っているものと認識しております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） また、今回も質問に対して違う答弁をされていますけど、聞いていたのは、実際途中で言われていましたよね、そういう規定はないと。規定はないのにこれだと言ったんですよ。それが間違っているから、なぜ間違っただけの答弁をしているのかということを知りたいんです。分かりますか。答弁できるなら。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） 間違っただけの答弁をしたつもりはございません。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

( 8 番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) もう一回言いますよ、私の質問。事務分掌表を作成するに当たり、市職員等の個人情報を収集する目的をどこに定めているんですかと根拠法令を聞いたんですよ。そしたら、土佐清水市事務分掌規程と土佐清水市教育委員会事務局組織規則、この目的に定められていてということは言いましたよね。でもこの中には、事務分掌表を作成しなければならないと規定されてないでしょう。間違っていないですか。これ根拠に、今の私の質問に対して、答弁これをもって間違っているんじゃないですか、課長。

○議長(細川博史君) 総務課長。

(総務課長 窪内研介君自席)

○総務課長(窪内研介君) お答えいたします。

確かに、明文上、直接的に規定したものではありませんが、事務分掌表を作成する上で、事務分掌規程を根拠としているというふうに答弁を申し上げたところであります。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君。

( 8 番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) だから、根拠になってないことを根拠にしてるでしょう。だから間違った答弁って言っているんでしょう。次もあるんでもうこれ以上は言いませんけど、間違った答弁をしてると私は思っていますし、あとは見ている市民の人に判断してもらったらいと思います。

次に、もう一つお伺いします。同じく、前回9月会議の質問と答弁です。

質問はこうです。個人情報保護条例第6条「個人情報を取り扱うときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。」と定めている。この適法かつ公正な手段によって職員の個人情報の収集を行っているかどうかという質問をしました。

この間に対し、グループウェア内の掲示板機能を利用して、総務課長から各所属長に事務分掌の提出を求めているので、適法で公正な手段で行っていると答弁されていますが、市長もさっき言われていた、世間一般で言う法律にかなったことを適法というということだったんですけど、まず、グループウェア内の掲示板機能を利用して、総務課長から各所属長に事務分掌の提出を求めることで、この適法かつ公正な手段で行っているということですが、このグループウェア内の掲示板機能を利用して、総務課長から各所属長に事務分掌の提出を求めることはどの法令に規定されているのか、どの法律にかなっているのか、これをお願いします。課長。

○議長(細川博史君) 総務課長。

(総務課長 窪内研介君自席)

○総務課長(窪内研介君) お答えいたします。

適法かつ公正な手段における適法とは、法令はもとより、条例、規則、規定、要綱、要領等の様々な規範に違反していないことをいうものであります。明確に、何々法と具体的に法の名称等を定め、それに適合するか否かを定めたものではありません。あらゆる法規範に反してない状態をいうものであると認識しております。

また、公正とは、法秩序一般の理念に適合し、社会通念に照らして正当であると客観的に判断されることをいうものであります。

なお、個人情報保護法ガイドラインにおける不適正な利用及び取得を禁ずる説明における違法または不当な行為とは、「法その他の法令に違反する行為及び直ちに違法とはいえないものの、法その他の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上認められないという行為をいう。」とされておまして、このような行為に該当しないものが適法かつ公正な手段であると考えております。

以上であります。

○議長(細川博史君) 8番、岡本 詠君。

(8番 岡本 詠君発言席)

○8番(岡本 詠君) また、いろいろ言いたいんだろうと思いますけど、市長にさっき確認したときに、この適法の今回個人情報の取扱いに関わってなんですけど、適法ということは、個人情報保護法であったり個人情報保護条例でいいですねと言ったら、いいですとうなずかれました。今回、市の職員の個人情報に関わっての話なので、この適法ということは、うちでいうと個人情報保護条例のことではないんでしょうか。

今、先ほどの答弁で課長言われてましたけど、第8条、個人情報の収集ですよ、これ収集の制限と、「実施機関は、個人情報を収集するときは、収集の目的及び根拠を明確にし、個人情報の当該個人、(以下「本人」という。)から直接収集しなければならない。」と。先ほどの課長の答弁では、この8条を根拠に直接個人から収集していますというふうに言われていましたけど、その前なんですよ、「収集の目的及び根拠を明確にし」、これしてますかということ。まず、そこ。してますか、収集するときに。

○議長(細川博史君) 総務課長。

(総務課長 窪内研介君自席)

○総務課長(窪内研介君) お答えいたします。

収集するときは事務分掌表に掲載するためということを明確に伝えております。

もう一つ、目的ですかね。それは、災害時等の緊急連絡体制のときに使用するものであると

いうことは数十年来行ってきておりますので、それは職員も理解していると思います。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） それ課長が職員も理解していると勝手に思っているだけで、職員、じゃあ400人からの人みんな思っているんですか。

今、災害時に使用するとか言われた目的、根拠とか、そのあたり明確に伝えてないですよ、課長。伝えてないですよ。

○議長（細川博史君） 総務課長。

（総務課長 窪内研介君自席）

○総務課長（窪内研介君） 災害時に利用するという事まで掲示板、グループウェア内の機能で周知するときには今回記載していなかったかと思われませんが、実際もう使われてありますので、それは職員は理解していると思っております。

以上であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） あとの答弁要らないんですけど、収集するときに伝えていないと言いましたよね。いないですよ。だから、8条に抵触するから適法じゃないんですよ。だからおかしいと言っているんですよ。分かりますか。

だから、適法かつ公正な手段によってというところは、今言ったとおり、8条の収集に際して、明確にその目的とか根拠を伝えずに収集してしまっているから、数十年来やっているから職員も分かっているだろうと勝手に思い込んで伝えていない。そのままそういった収集方法は駄目なんですよ。だから適法じゃないんです。

取りあえず、次行きますよ。次に、市長にお伺いをいたします。これもまた、質問、答弁、前回のやり取りですが、質問はこうです。

新たに業務を開始していないから個人情報保護条例の第7条は適用しないでもいいということだが、では逆に聞きますけど、職員の個人情報事務分掌表に記載するに当たって、土佐清水市個人情報保護条例第6条、「実施機関は、個人情報を取り扱うときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。」こういうふうに前段で言われましたからね。これを根拠に職員の個人情報を収集して、その運用や目的はどこに定めているか、そしてどのように職員の個人情報を運用しているのか。

こういう質問をしたら、答弁はこうでした。

先ほど来総務課長が答弁しているとおりでございますが、「行政機関による適法かつ適正な個人情報の取得」これに関しましては、総務省からの見解も出ているところであります。「行政機関が、法令を遵守して適法かつ適正に個人情報の取得に当たる必要があることは、日本国憲法の下で当然の要請です。また、行政機関の職員についても、国家公務員法の法令遵守義務等により規律がされています。改めて保護法で規定を置いていないのは、このように既に法規範として存在しているからです。行政機関が無謬であることを前提としているものではありません。」と示されており、本市の個人情報保護条例の上位法である個人情報保護法に規定するまでもなく、憲法の下での要請、国家公務員法第98条、地方公共団体においては地方公務員法第32条の法令遵守義務から、行政機関は「適法かつ適正な個人情報の取得」は、当然になさなければならないものである。こういうふうな総務省の見解に基づいて、今回事に当たっているところであります。

という答弁がありました。多分、この総務省の見解答弁されてますけど、個人情報保護法が改正され、来年度から地方公共団体にも適用されることに伴い掲載されている、「よくある質問とその解答」の中の文章だと思います。これは、「行政機関による適法かつ適正な個人情報の取得に関して、保護法に規定がないのはなぜですか。」という質問に対するその答えではないでしょうか。個人情報保護法は、国の機関や民間企業に適用される法律のため、地方公共団体、都道府県や市町村等が個人情報保護法の適用外である理由についての解説をしているのだと思います。

このように地方公共団体は、個人情報保護法の対象となっていませんから、今現在、それぞれの地域の特性に応じ、別途それぞれの自治体の条例によって個人情報の取扱いに関する規律を定めることになっています。

このため、今現在、土佐清水市は市の個人情報保護条例を策定して個人情報の保護と運用をしています。

この総務省の見解が、私の質問「職員の個人情報を事務分掌表に記載するに当たって、個人情報保護条例第6条を根拠に職員の個人情報を収集して、その運用や目的はどこに定めているのか、そしてどのように職員の個人情報を運用しているのか。」つまり市の職員の個人情報を収集して、それを運用するための根拠法令は何ですかと聞いているわけですが、全くその答えになっていない答弁をしていることが分かると思います。

なぜこのような答弁をしたのか、その理由を教えてください。市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 少し整理がつかなくなってきましたが、9月会議で申し上げた内

容というのは、市の個人情報保護条例第6条の規定の、「実施機関は、個人情報を取り扱うときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。」この条文中の、「適法かつ公正」という部分の説明に関し、総務省のQ&Aを引用して行ったものであります。

議員は、市の個人情報保護条例第7条に規定する登録が、事務分掌表作成においても必要ではないかという観点から、業務の目的や個人情報の記録の対象者は明文化し、登録する必要があると判断され、質問をされたのではないかと思います。市といたしましては、第7条の規定の登録の必要性は認められないものの、各職員から個人情報を収集するに当たっては、第6条の規定に基づいて適法かつ公正に行い、第8条の規定の収集の目的や根拠を明確にし、についても目的を事務分掌表に掲載するためと明示し、根拠については、事務分掌表は数十年来作成しているものでありまして、職員間においては、事務分掌表における連絡先や住所等の個人情報は緊急時の連絡体制等、業務上必要不可欠なものであることは十分認識し、理解され、普及し、浸透した状態にあったものと考えております。

長年の慣例から結果的に根拠は示された状況にあり、事務分掌表の作成は何ら市個人情報保護条例の規定に反したのではないという説明を申し上げたつもりでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 長い答弁だったんですけど、まあそういうことだったんですね。

じゃあ、単純に素朴な疑問なんです。私が聞いた質問に対して、総務省の見解、また何かちょっと違うところから引っ張ってきたんじゃないのという、違うと言うとあれなんですけど、ちょっとずれた見解じゃないかなというところがあったんで、今、市長が最後のほうで、個人情報保護条例、本市には抵触していない取扱いをしていると言いましたんで、取りあえず時間もないんで、そのあたり、今回本題に入っていきたいと思います。

今言ったことなんですけど、市が保有する全ての個人情報は個人情報保護条例に準じて運用しなければならないのかどうか、これをお願いします。市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 市が保有する個人情報は、個人情報保護条例の規定に基づき運用されるものと判断しております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） そういうことですね。個人情報ですからね。そこから漏れる個人情報

があつてはならないということです。

次に、前回の9月会議で、事務分掌表は、今までも、今ちょっと言われてましたけど、数十年来やってきた業務であり、新しく取り扱う業務ではないので、個人情報保護条例の第7条の個人情報取扱業務の登録はしていないと答弁をされていますが、個人情報を取り扱う業務で個人情報保護条例が施行される前から行っている業務、今回で言うと事務分掌表に個人情報を載せている業務ですね、は、個人情報取扱業務に登録しなくてもよいという根拠をお願いいたします。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 事務分掌表、これは個人情報保護条例が制定された平成15年前より数十年来、市において作成し、運用されてきたものであることから、市個人情報保護条例第7条の規定、「実施機関は、個人情報を取り扱う業務を新たに開始するときは、次に掲げる事項を個人情報取扱業務登録簿に登録しなければならない。」で言うところの、「個人情報を取り扱う業務を新たに開始」したものでないことから、登録を行っていないものであります。

そのため、根拠規定は、市個人情報保護条例第7条第1項であります。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） なるほど、そういう解釈をしているということなんですね。

例えば、高知県庁は個人情報保護法の公布に伴い、個人情報保護条例を制定し、それまでであった個人情報を記載した職員録は廃止しているんですよ。これなぜかという、今まで、市長言われるように県庁も数十年来やってきましたよ。けど、個人情報保護法が施行されてからは条例を制定して、個人情報に当たるからということで、まず職員録、今現在ないそうです。職員の全員が載った分は。ほかの自治体でも名前以外の個人情報を載せない形の事務分掌表、例えばうちの議会が議員としていただいている分なんかもそうですよ。ああいう形を取っているということです。

また、高知市では、個人情報保護条例第7条の個人情報取扱業務の登録、この部分ですよ、高知市はこの登録をした上で運用をしているということです。

だから、個人情報ですから、事務分掌表を作成している事務ではなくて、個人情報の取扱いですから、個人情報保護法が制定されてから、ちゃんと個人情報保護法に則した条例をつくって、その条例の中でこういった第7条の登録をした上で取扱い、運用をしなければならなかったはずだと考えますが、県も高知市もこういうふうにちゃんとやっています。うちの市長の答弁違いますけど、この辺の見解ありますか、市長。聞いて何か。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 個人情報、これは先ほども答弁いたしましたように、もう平成15年から数十年来施行されてかかってきております。また、この春には、個人情報保護条例の改正も行われるということでもありますので、その際は、見直していきたいというふうに前回は答弁したところでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 今現在の話をしているんで、先の展望も言うのは自由ですけど、来年の4月1日からは個人情報保護法のほうに適用になるということで、また、多少厳しくなってしっかりと個人情報が守られていくんだろうと思うんですけど、今現在の話をしているんです。市長は、今、県もない、高知市はちゃんと登録してやっているという話を聞いてもそういった答弁なんですね。

次行きますよ。そのことを確認した上で再度質問いたしますが、個人情報保護条例の施行に伴い、その時点で個人情報を取り扱う事務は、条例第7条の個人情報取扱業務の登録をした上で運用しなければならなかったのではないのでしょうか。どうですか、市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 議員が言われる個人情報保護条例の制定に合わせ、第7条の規定に基づき事務分掌表業務を登録し、運用すべきではなかったかという御指摘だと思いますが、市個人情報保護条例第7条の規定は、わざわざ「個人情報を取り扱う業務を新たに開始するときは」とただし書を入れているものであり、先ほども申し上げましたとおり、新たに開始した業務ではないことから登録の必要性はないものと認識しております。

議員が言われる主張内容であれば、第7条の条文は「個人情報を取り扱う業務を新たに開始するとき」ではなく、「個人情報を取り扱う業務を行うときは」になるのではないのでしょうか。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 今、うちが個人情報保護条例を制定したときに遡ると思うんですけど、そのときまでに、今ですと事務分掌表に個人情報を載せて運用していると、その状況が以前から数十年来あると。条例を施行する時点で、以前からある業務だからこの第7条に当たらないと言い張っているわけなんですけど、となったら個人情報保護条例を制定する前の個人情報を取り扱っている業務は全てそういうことになるんですか。全てですよ。今回の事務分掌表だけ

じゃなくて、市が保有している個人情報の取扱いに係る業務全てそういう見解でいいですか、市長。

○議長（細川博史君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど言いましたように、新たに開始した業務ではないことから、登録の必要性はないものと認識しております。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 全てそういうことをしなくていいという認識ということですね、はい。その辺はまたゆっくりちょっと確認していきたいと思います。

次に、副市長にお伺いをいたします。

前回の市長の答弁では、今年4月下旬、永野議員から副市長に、危機管理上緊急を要する場合に限り利用するので、市職員等の個人情報を記載した事務分掌表を交付してほしいとの要請があり、副市長から永野議員に交付したとのことですが、総務課はそのこと、つまり総務課が管理している市職員等の個人情報を記載した事務分掌表が永野議員に渡っていることを知らなかったとのことです。

この事務分掌表には、市職員等の個人情報が記載されていまして、つまり職員の個人情報を副市長が勝手に交付してよいのかということを確認します。もしよいと言うなら、その根拠法令をお願いします。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

今、議員がおっしゃられたのと重複になりますけれど、ちょっと説明も含めて答弁させていただきます。

私から、当時の議長であった永野議員の要請を受け、事務分掌表を交付した経緯については9月会議で市長が答弁した、今議員がおっしゃいましたが、永野議長（当時）から私が危機管理上緊急を要する場合に限り利用するので、事務分掌表を交付してほしいと要請を受けました。その際、交付の可否を判断するため、市個人情報保護条例の規定に照らし、外部提供の制限に関し定めた第10条の規定では、第2条第4項の実施機関の規定において、議会も実施機関と規定されていることから禁止された外部提供には該当せず、規定に抵触するものではないと判断しました。また、当時の議長の事務分掌表の利用目的から、本来事務分掌表を作成した目的とは異なるものの、目的外利用の制限に関し定めた市個人情報保護条例第9条では、原則、個

人情報を取り扱う業務の目的の範囲を超える利用である目的外利用をしてはならないと規定されているものの、例外規定として、第2項において、「前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、個人情報について目的外利用することができる。」とされており、具体的には第3号の、市民の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき等と定められていることから、目的外利用の制限にも抵触せず、個人情報保護条例の規定に反してないと判断しました。その上で、市長に経緯や条例の判断等を説明し、許可を得て交付に至ったものです。これが経緯です。

これから、根拠について御説明いたします。

次に、副市長である私が総務課を経由せず、市長との間における決定で交付したことが、市としての意思決定過程に瑕疵があるかのような御質問でございましたことに対して答弁します。

副市長の職務について規定した地方自治法第167条において、「副知事及び副市町村長は、普通公共団体の長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する。」と規定されており、一般職の総務課職員に対し確認や伺いを立てる行為は要しないものと解されています。

また、地方公務員法の第4条第2項の規定において、「この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。」とされていることから、逐条地方公務員法の指揮命令関係の解説においても、一般職が上司の命令に従って職務を遂行するとされていることに対し、特別職は、法律や自己の学識経験等に従って自らの責任で職務を遂行するとされています。ということは、独自性を担保されているということでございます。

以上のことから、私が当時の議長に事務分掌表を交付した経過については問題ないものと判断しております。

以上です。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 地方自治法とかそういった法令にのっとってやったということなんですけど、もう一遍確認しますけど、その法令に準じて渡したということは、個人情報の取扱いにおいては、個人情報であってもそこに適用されますか。適用というか、今回、実際個人情報を当時の議長に渡している、こういうことが副市長の今言われた権限でできることに当たるのか、これどうぞ。個人情報ですよ。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今答弁したのは、事務分掌表を私が条例等の判断によって市長の許可を受けて渡したことで、総務課の職員に協議しないまま要は渡したことに對しての御質問でございましたので、副市長の法律上等の見解を述べて、私と市長が判断して渡したということの説明の答弁でございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） だから、それを分かった上で聞いているんですよ。今言われたことは、個人情報の取扱いに関わってはどうかということ。個人情報の取扱い、これを今言われた権限でやっていいのかどうかということを知っているんです。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 今回個人情報ですけど、私の職務、それから市長の権限というのがあって、業務はいろんな業務がございますので、今回は個人情報に関する事務分掌表でございましたけれど、仕事はいろんな多岐にわたっております。そういうことに対して、副市長の要は立場の職務上の権限等について御説明したところでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） だからその権限の中で、勝手に総務課管理の個人情報を総務課に相談せずに渡していいのかどうか、いいのか悪いのかどっちですか。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） この事務分掌表は個人情報の取扱いに関することかもしれませんが、仕事の一部でございますので、その意味で御説明申し上げました。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 答えないということなんですね。いいですか。

今面白いこと言いました、前段で。第9条、外部提供ですね、の制限には当たらないと。第9条第2項の第3号ですよ、目的外利用の制限には当たらないと。第9条第2項の第3号「市民の生命、健康、身体又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。」、これに外れてないと言いましたよね。これにも抵触していないから渡したということですね。永野議員が4月上旬、下旬って言いましたっけ、に副市長に要請したときこの状況はあったんですか。緊急の状況はあったんですか。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 災害時等の緊急というのは、ここでいう第3号の規定に準ずるものと認識して渡しました。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） あったのかないのかを聞いているんですけど、ないですよ。

これ高知県の逐条解説にも載ってますけど、個人情報保護条例のね、個人の生命、身体又は財産に関する危険を避けるため、これは火災、地震等の災害、事故、犯罪等から個人の生命、身体又は財産を守ること、まあそのままですよ。火災も何も起きてないでしょう。地震も起きてないでしょう、そのとき。今現在も起きていません。4月下旬の時点でも起きてません。だから、この個人の生命、身体又は財産の危険を避けるためという状況ではなかったんですよ。

緊急かつやむを得ないと認められるとき、緊急かつやむを得ないとは、本人から個人情報を収集する時間的余裕がなく、かつほかに適当な収集方法がない場合を言いますよね。これももうネットで調べてください、ちゃんと出てますから。電話でもいいですよ。そういった職員の方の個人から個人情報を収集する時間的余裕なかったんですか。電話1本したら聞けるでしょう、4月下旬の時点で。だから、9条の第2項第3号これに当てはまらないんですよ。どうですか。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 永野議員から要請があったように、危機管理上緊急を要する場合に限り使用するというような要請でございましたので、災害というのはいつどこで起きるか分かりません。そういう意味において、この第3号に準ずるものとして私は認識して、判断して、交付したものでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 災害は確かにいつどこで起きるか分からないんですよ。じゃあ、いつ何どきもそういう状況のときは市の個人情報であったり、誰かの個人情報を渡していいんですか。そういうことじゃないでしょう。ここの条文の意味は発災時ですよ。災害が起きたり、火事とか地震とか盗難とかいろんな、交通事故とか、そういうときに事故に遭ってる本人の例えば血液型とか、住所、親族に連絡取らなければならないとかそういう緊急事態、でも連絡を取れないから市が交付したりするわけじゃないんですか。そういうときを言うんですよ、違いますか。副市長。

○議長（細川博史君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） 繰り返しになりますけれど、永野議員から要請があったのは、第3条に準ずるものとして災害はいつどこで起きるか分からないし、今、役所全体として、近い将来起こるであろうという南海地震、それからいつ起きる分からない豪雨災害等に対応するためにいろんな施策を講じておりますので、そういう意味からも含めて、永野議員の当時議長からの要請というのは第3号に準ずるものと認識して交付したものでございます。

○議長（細川博史君） 8番、岡本 詠君。

（8番 岡本 詠君発言席）

○8番（岡本 詠君） 時間が来たので、もう質問はやめます。今の副市長の答弁、本当に適法なのか、ちゃんと条例の趣旨にかなっているのか・・・

○議長（細川博史君） 発言時間は終了していますので、時間外の発言は控えてください。

○8番（岡本 詠君） 質問はもうやめてますから。発言はいいでしょう。駄目なんですか。

○議長（細川博史君） 一応時間は過ぎてますので。終了してますので。

○8番（岡本 詠君） だから質問でしょう。一般質問の時間が1時間でしょう。質問してないじゃないですか。

○議長（細川博史君） 議員の発言時間は終了しておりますので、制限時間外での発言は控えてください。

○8番（岡本 詠君） その制限時間・・・  
いいですか。

○議長（細川博史君） いや、もう。

○8番（岡本 詠君） 議事進行。

○議長（細川博史君） 時間はもう終わっています。

○8番（岡本 詠君） 議事進行だからちゃんと聞いてください。議長分かっています、議事進行の意味。

○議長（細川博史君） 議事進行では、もう終了していますので。

○8番（岡本 詠君） だから議事進行って言ってるでしょう。発言させてくれないですか。

○議長（細川博史君） もう発言時間は終わっています。

○8番（岡本 詠君） 発言時間関係なく議事進行ですから。議事進行。

○議長（細川博史君） はい。

○8番（岡本 詠君） はいって何ですか。議事進行です。

○議長（細川博史君） はい。

- 8番（岡本 詠君） はいって何ですか。指名してください。
- 議長（細川博史君） 岡本議員。
- 8番（岡本 詠君） 指名して発言するんですから。分かってます、議長の仕事。
- 議長（細川博史君） だから発言時間はもう終了していますので、時間外での発言は控えてくださいと言っています。
- 議長（細川博史君） どの規則にそう定めてるの。
- 議長（細川博史君） 一般質問は終わりました。
- 8番（岡本 詠君） 一般質問終わって・・・
- 議長（細川博史君） 今終わりました。
- 8番（岡本 詠君） だから質問してないじゃないですか。
- 議長（細川博史君） 今終わりましたので控えてくださいと言っています。
- 8番（岡本 詠君） 質問じゃないでしょう、今のは。
- 議長（細川博史君） 質問やなくて、発言時間は・・・
- 8番（岡本 詠君） 市民に対して挨拶してるじゃないですか。副市長に質問してるんじゃないかと。
- 議長（細川博史君） 発言時間は終了していますと言っています。
- 8番（岡本 詠君） だから、今議事進行で聞いているのは、どこの規則に一般質問以外でしゃべったらいけないというのを定めているか、これを聞いているんですよ、議長。どうぞ。どこの規則にそういうこと、今議長が言われること定めているのか、ちゃんと法令遵守して議長の職やっているんでしょう。どこの規則に定めているんですか。
- 議長（細川博史君） 申合せ事項で、発言時間は答弁を含めておおむね1時間以内としているということで、一般質問は終わりましたので、終了しますのでお願いしますと、控えてくださいとお願いしています。
- 8番（岡本 詠君） それが規則ですか。
- 議長（細川博史君） どういうことですか。
- 8番（岡本 詠君） 規則かどうか聞いているんですよ。規則ですか、それ。
- 議長（細川博史君） 一問一答方式で、質問時間は1時間以内とするという申合せがございますので、今、答弁が終わりましたので、時間はもう来てますので控えてくださいとお願いしています。
- 8番（岡本 詠君） 質問は終わりましたと言いましたよね。終わってるじゃないですか。その後一言もしゃべったらいけないという規則はあるんですか。
- 議長（細川博史君） あるんですかとかないんですかとか言うがやなくて・・・

○8番（岡本 詠君） 議長としてちゃんと答えてください。

○議長（細川博史君） 一般質問は終わりましたよね。

○8番（岡本 詠君） 終わりました。終わりましたからしゃべっていると言ったじゃないですか。

○議長（細川博史君） だから、お席に着いてくださいと言いました。

○8番（岡本 詠君） だから、しゃべっているのが何でいけないの。ちゃうちゃう、議長が今言ったのは、一般質問は終わったからということを行いましたよね。

○議長（細川博史君） 終わりましたよね。

○8番（岡本 詠君） はい。終わってしゃべってはいけない根拠は。

○議長（細川博史君） お席にお戻りくださいと言っています。

○8番（岡本 詠君） だからそれ言ってんのよ。

○議長（細川博史君） 休憩取ります。暫時休憩取ります。

午後 2時05分 休 憩

午後 2時06分 再 開

○議長（細川博史君） それでは再開します。

ただいまの私の発言で、議会申合せ事項で発言時間は答弁を含めおおむね1時間以内とするという申合せがございます。また、一問一答方式の留意事項として、質問時間については一問一答方式として、質問答弁合わせて1時間以内とする。1時間経過しても多少であれば、質問に対する答弁を行ってから終了するという申合せ事項がございますので、私のほうで、先ほども言いましたように、岡本議員が質問が終わりましたので発言時間は終了したとお知らせして、後の時間内の発言はお控えくださいとのお願いをしたわけでございます。

「普通地方公共団体の議会の議長は、議会の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する。」という104条がございますので、議長の責任において行っております。

以上です。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） はい、どうぞ。

岡本議員。

（8番 岡本 詠君自席）

○8番（岡本 詠君） 議事整理権よう出しますけど、今条文言われたとおり、秩序を乱した者がいる場合とか、議場において議事の進行が困難な場合に議事整理権を使うわけですよ。私、秩序も乱してないですし、何か議事の妨害してないし、1時間は確かに超えましたよ、超えた

けど挨拶ぐらいできるんじゃないですか、これ駄目なんですか。

○議長（細川博史君） もう発言は終了したので控えてくださいとお願いしています。

○8番（岡本 詠君） 分かった分かった。だから、取りあえず議長、多分ね、今休憩からずっとやり取り見てて、何も分かってないですよ。だからもうちょっと勉強してちゃんとやってください。それで、1時間、今なんか質問して、執行部の答弁聞いて時間が来て、それで終わりなんですよ。

○議長（細川博史君） 終わりです。

○8番（岡本 詠君） 終わりなんですよ。そういうやり方じゃなくて、そこは終わったけど、やっぱり一言議員が弁明するとか。時間が来ましたからやめるけど、次回やりますとか。今回農林の件も残ってましたよ、まだできてないです。だからそれも次回やりますとか。市民に対して弁明するような時間は与えてくださいよ、いいですか。これちゃんと考えてください。

以上です。

○議長（細川博史君） 終了します。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細川博史君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明12月14日午前10時に再開いたします。お疲れさまでございます。

午後 2時12分 延 会